平成27年労第458号

### 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

## 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に採用され、同社のC部において図面作成等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、午前1時頃から頭痛を自覚し、同日午前4時頃目が覚め、吐き気も出現したという。

請求人は、同日、D医療センターに救急搬送され「くも膜下・右視床出血、脳 底動脈瘤、右中大脳動脈瘤、脳梗塞」と診断された。

請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

# 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 当審査会の事実の認定
    (略)
  - 2 当審査会の判断
  - (1)請求人の疾病の発症及びその時期について、E医師は、請求人は、平成○年 ○月○日に脳動脈瘤破裂による「くも膜下出血」(以下「本件疾病」という。) を発症したとしている。請求人の症状の経過及び医学的意見等に照らし、当審 査会としてもE医師の意見は妥当なものであると判断する。
  - (2)本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。
  - (3) 請求人の本件疾病の発症直前から前日までの間において、業務に関する異常な出来事の有無について検討する。請求人は、発症当日は本件疾病の発症により出勤しておらず、発症前日は、終日、建築物の図面の作成業務等の通常の業務を行っていたものであり、決定書理由に説示するとおり、請求人が発症直前から前日までの間に業務に関する異常な出来事に遭遇したとは認められないものと判断する。
  - (4)請求人の本件疾病の発症前おおむね1週間の業務の過重性について検討する。

請求人の本件疾病の発症前1週間の労働時間についてみると、請求人の労働

時間を客観的に示すタイムカード及び勤務報告書を基に時間外労働時間数を算定すると、監督署長の算定したとおりであり、これによると、請求人の本件疾病の発症前1週間の時間外労働時間数は1時間54分である。請求代理人の主張を踏まえて時間外労働時間数を算定しても、監督署長の算定したとおり、請求人の本件疾病の発症前1週間の時間外労働時間数は17時間54分にとどまる。また、請求人らは、平成○年○月○日、F市郊外のGにおいて行った屋外での測量の業務が、著しい高温環境下での業務であり、請求人の業務における過重な負荷要因になったと主張する。しかし、請求人の同業務は、おおむね午前10時50分から午前11時30分までの間に行われ、F市の気象データによると、同市の午前10時から午前11時の気温は29.9℃、湿度74%から77%、南南東の風で風速4.2mから4.7mとなっており、請求人が著しい高温環境下で就労していたとは認められず、請求人らが主張するように、請求人の業務における過重な負荷要因となったとは認められない。また、一件記録を精査しても、その他の請求人の業務における過重な負荷要因があったとは認められない。

したがって、当審査会は、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間において、 請求人の業務が過重なものであったとは認められないものと判断する。

(5)請求人の本件疾病の発症前おおむね6か月間の業務の過重性について検討する。

請求人の本件疾病の発症前おおむね6か月間の労働時間は、上記(4)と同様、請求人の労働時間を客観的に示すタイムカード及び勤務報告書並びに請求代理人の主張を基に時間外労働時間数をそれぞれ算定すると、決定書理由に説示するとおりであり、業務と本件疾病発症との関連性が強いと評価できる時間数には及ばない。

また、請求人のその他の業務における過重な負荷要因についてみると、一件 記録を精査しても、請求人の業務における過重な負荷要因があったとは認めら れない。

したがって、当審査会は、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間において、請求人の業務が過重なものであったとは認められないものと判断する。

(6)以上より、請求人の業務には、特に過重な身体的負荷ないし精神的負荷を生

じさせたと認められるものはなく、当審査会としては、請求人の業務と本件疾 病との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。